

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度

[令和2年度2次補正予算額 8,987,647千円]
令和3年度予算額 934,576 (0) 千円

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者の母体と胎児の健康を確保するとともに、離職に至ることなく、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図る。

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

令和3年度予算額 322,298 (0) 千円 (労災勘定)

- 支給対象となる事業主
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主
- 支給額
15万円（1回限り）
- 対象期間等（改正後）
 - ・ 令和3年4月1日～**令和4年3月31日**（注）
 注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間
改正前は令和4年1月31日まで

両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

令和3年度予算額 612,278 (0) 千円 (雇用勘定)

- 支給対象となる事業主
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主
- 対象となる労働者
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）
- 支給額
対象労働者1人当たり 28.5万円
※ 1事業所当たり人数上限：5人まで
- 対象期間等（改正後）
 - ・ 令和2年5月7日～**令和4年3月31日**（注）
 注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間
改正前は令和4年1月31日まで